

第3回理事会報告

8月6日(木)に令和2年度第3回理事会が開催されました。主な決定・報告事項は次のとおりです。

●新規会員加入について

- 6件の新規加入（別途掲載）、退会2件、区分変更（一般会員→賛助会員等）はありません。
会員数は、今回の入退会で533事業所（賛助会員 41を含む）となりました。
引き続き会員加入推進にご協力お願い致します。

●令和2年度事業について

- 商工会が発行する遠賀町応援にこにこ得トク商品券、遠賀町応援住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券の販売概要について説明しました。
両商品券共に完売いたしました。
- コロナウイルス感染症を受けた事業者への支援策遠賀町独自支援策（第3弾）、国の支援策（第3弾）について説明しました。

●その他報告事項について

- 各種補助金申請について報告しました。
 - ① コロナ特別支援対応型持続化補助金：第2回申請4件/採択4件、第3回申請7件
 - ② ものづくり・商業・サービス生産性向上持続化補助金：第3回申請1件
 - ③ 福岡県事業継承準備応援補助金：申請中2件
 - ④ 福岡県中小企業経営革新実行支援補助金：申請2件
- 健康診断の申込数が定員数の250名に到達し、締め切らせていただきました。
- 8月13日（木）～14日（金）は一斉休館させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について福岡県資料を説明しました。

新規会員事業戸紹介

【事業所名】	【代表者】	【業種】	【TEL】	【所在地】
(株)コーチンテック	荻原 敏子	建築業 (配管設備及びメンテナンス)	482-9576	遠賀町遠賀川1-6-5
アロマテラピー サロン心月	増田 弥生	リラクゼーション業	090-5892-0785	遠賀町虫生津1533-1 ひだまり205
わとえん縁	田中 美和子	和雑貨ハンドメイド	090-2854-5494	遠賀町田園1-16-17
オールウェイズ スイミングクラブ	柴田 直嗣	スイミングクラブ 水泳指導	293-7890	遠賀町田園2-1-1
(株)トキワビル商会	斎藤 正宏	サービス業 指定管理	293-2030	遠賀町浅木2-31-1
かなむすび	小島 香名子	飲食業 おにぎり、弁当	—	遠賀町蓮角10-1

8月・9月の税務相談日

〔税務相談〕 8月17日(月)、25日(火)

9月4日(金)、15日(火)、25日(金) 10:00～16:00

場所：遠賀町商工会（無料・要予約）

7月から専担税理士に山根慎一先生が就任されました。松田剛和先生6年間お疲れ様でした。

遠賀町商工会

おんが町商工会だより

令和2年8月11日発行

第183号

発行者
遠賀町商工会 会長 安部 喜美雄

TEL 293-0165 FAX 293-7196 ホームページ <http://onga-shokokai.com/>



住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券換金方法について

25%プレミアム付き遠賀町応援住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券は8月3日より受付を開始しています。（販売額に達しておりますので、受付は終了しています）当会では毎週月・水・金の9時30分から16時30分の時間帯換金を受付ます。換金を希望される際は商品券と以下のものが必要になります。

- ① 換金引換証、②請求明細書（8月23日以降の工事明細がわかるもの）、
③8月23日以降の領収証（写し）、④工事前後の写真

注意①：換金期限は、令和3年2月12日までです。（期限後の換金は出来ません。ご了承ください）

注意②：高額の場合や特に希望する場合には、指定口座への振込を行います。（商品券の種類毎に振込依頼書が必要となります）



65歳以上の高齢者へ商工会商品券が配布されます

新型コロナウイルス感染症対策遠賀町独自支援（第3弾）のひとつとして高齢者支援と地域消費喚起のため、高齢者支援商品券（商工会通常商品券5,000円分）が9月上旬より65歳以上の遠賀町民の方々へ配布されます。（対象者 約6,600人・発行総額 約3,300万円）
商工会通常商品券（500円券）が10枚綴で1冊となっています。
お客様使用有効期限は令和3年2月28日、商品券取扱店様の換金期限はございません。



表紙イメージ



商品券イメージ

商品券・エールクーポン券の換金日のお知らせ

遠賀町応援にこにこ得トク商品券、遠賀町応援住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券
商工会通常商品券、遠賀町エールクーポン券の換金日は次の通りです。

毎週 月・水・金曜日（祝日・お盆・年末年始を除く） 9時30分～16時30分

※現金での換金金額が50万円超となる場合には換金希望日前日までにご連絡ください。

小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>のご案内

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2／3または3／4を補助します。補助上限額：100万円。

さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せいたします。加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（以下、「特例事業者」という）については、さらに上限を50万円上乗せが可能です。

第4回受付締切は10月2日 福岡県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局に郵送必着となっております。余裕を持ってのご提出をお願いします。計画案がありましたら、まずは遠賀町商工会へご相談ください。

事業所紹介：顧客に癒しを提供したい「いやし処 すっきり堂」さん



今回ご紹介するのは今古賀地区でリラクゼーションのサービスを提供している「いやし処 すっきり堂」さんです。当該事業所では、ボディケア、リンパケア（女性のみ）、小顔矯正、ヘッドケア、疲労ケア、といった癒しのケアを行っています。



痛くない施術で、効果が長持ちする小顔矯正や他のメニューと組み合わせると相乗効果があるヘッドケアなどの特徴ある施術を行っています。

代表である神谷さんに商売を始めたきっかけをお聞きしました「以前は違う職種の仕事をしていたのですが、人を癒やす仕事をしたいという気持ちからこのお店を始めました」様々な場面で疲れを感じる現代社会、そのニーズに沿ったサービスではないでしょうか。

ここで当該事業所が提供を開始した新サービスについてご紹介します。

そのサービスはオンラインで受講する「お家でできるダイエットプログ」こちらは出掛け行かなくても自宅でできる、ダイエット運動動画、LINE等での食事管理、遠隔でのマンツーマン指導がセットになったサービスです。こちらを受講すれば痩せるための正しい習慣を身に付けることができ、健康的にダイエットが可能である、ということでした。

ご興味のある方は当該事業所へ問い合わせください。

最後に今後の事業展開についてお聞きしました

「サービスメニューを充実させつつ、多くの地域の方々に利用してもらえる店舗になりたいです」ということでした。ぜひ今後多くの方々を癒してもらいたいものです。

店舗住所：今古賀 546-2、電話番号：090-8397-2081

営業時間：10時～20時、店休日：不定休 ホットペッパー、ビューティーに店舗情報を掲載中

お盆休館のお知らせ

8月13日（木）～8月16日（日）

次回の商品券・クーポン券換金日は8月17日（月）9時30分からとなります

雇用保険適用事業所の方へ

～失業給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変わります～

失業給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12カ月以上あることが必要です。

この「被保険者期間」の算入方法が改正される令和2年8月1日以降は以下のように変わります

改正前

離職日から1カ月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1カ月と計算しかし、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

改正後

離職日から1カ月ごとに区切っていた期間に、賃金支払いの基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1カ月として計算。

遠賀町新型コロナ対策店舗設備改修等補助金受付延長のお知らせ

新型コロナ感染症拡大防止を図るため、遠賀町内の施設または店舗において設備の改修や備品の購入を行った場合の経費の一部について遠賀町が独自に交付する補助金の受付期間を下記の通り延長いたします。

受付締切：令和2年8月7日（金）⇒ （延長後）令和2年9月30日（水）

【対象者】

令和2年6月1日現在で遠賀町内に営業実態があり、不特定多数の人が集まる来客型の店舗等を経営する事業者であること。

法人は、本店または支店所在地が町内にあり、個人事業者は、町内での営業実態があること。また、申請時において事業を継続していること。

【補助金の支給額】

1店舗あたり限度額10万円（補助率3分の2、1事業者につき1回限り）

2店舗以上の場合は限度額20万円（1店舗あたりの限度額は10万円）

※設備改修や備品購入額の合計が1万円以上（税込）となる場合に限ります。

【対象となる設備、備品の例】

経費の内容	内 訳
設備の改修費用	換気扇、換気窓の設置、非接触型自動水栓（蛇口）等の設置費用など
備品及び原材料の購入費用	ウイルス除去機能がある空気清浄機、除菌剤等の噴霧装置の購入費用、アクリル板、ビニールカーテン等の既製品購入費用及び資材の購入費用（自分で設置する場合に限る）など
その他	店舗等の消毒作業の外注費、その他ウイルス飛散対策費用など

◆制度の詳細や申請方法につきましては遠賀町公式ホームページにてご確認ください。

問合せ先：遠賀町役場 まちづくり課産業振興係（駅前サービスセンター内） Tel293-8233